

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出
 - 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定
 - 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新
 - 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出
- 【公告】**
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - ”
 - 随意契約の相手方の決定

指導監査室

”

障害福祉課

”

建築指導課

建築指導課

”

会計課

目次

担当課（室）

令和3年6月4日 岡山県公報 第12299号

◎岡山県告示第三百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームきぼう

2 所在地

津山市久米川南二八七九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人きぼう福祉会

2 主たる事務所の所在地

津山市久米川南三〇八三番地

三 指定年月日

令和三年六月一日

四 事業所番号

三三二〇三〇〇〇九二

五 サービスの種類

共同生活援助

令和3年6月4日 岡山県公報 第12299号

◎岡山県告示第三百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

幸生デイサービスセンター

2 所在地

和気郡和気町佐伯三六八一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社幸生

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町佐伯三六八一

三 廃止年月日

令和三年六月一日

四 事業所番号

三三一―二三〇〇―二二五

五 サービスの種類

生活介護

◎岡山県告示第三百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

みどり薬局

総社市総社二一四一四

調剤

令和三年六月一日

◎岡山県告示第三百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
医療法人社団清和会笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五	整形外科	令和三年六月一日
ソーク薬局用吉店	玉野市用吉一六七六―七	調剤	令和三年六月一日
はるかぜ薬局	笠岡市笠岡五六二八―三四	調剤	令和三年六月一日
クローバー薬局富岡店	笠岡市富岡二五六―一〇	調剤	令和三年六月一日
久安薬局	井原市七日市町五四三	調剤	令和三年六月一日
つくし薬局	総社市中央三―一―一〇―一	調剤	令和三年六月一日
ロマン薬局	小田郡矢掛町矢掛二五五八―七	調剤	令和三年六月一日

令和3年6月4日 岡山県公報 第12299号

◎岡山県告示第三百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和三年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社東京建築検査機構

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更（一部閉所）

新・構造判定事業部

東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

T B T C九州構造センター

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号

T B T C中国構造センター

広島県広島市中区銀山町三番一号

旧・構造判定事業部

東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

T B T C九州構造センター

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号

T B T C中国構造センター

広島県広島市中区銀山町三番一号

T B T C名古屋構造センター

愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号

三 変更の年月日

令和三年六月一日

令和3年6月4日 岡山県公報 第12299号

〔二一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二一〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目三二一ニヴィエント一〇二号室

川上 雄司

川上 夏海

三 許可番号

岡山県指令建指第三八五号

令和3年6月4日 岡山県公報 第12299号

〔二一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二一〇一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中帯江四一一一中帯江公舎B棟二〇四

黒住 弘徳

黒住 京

三 許可番号

岡山県指令建指第四〇八号

令和3年6月4日 岡山県公報 第12299号

〔二一六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

岡山県統合財務会計システム保守運用業務

二 契約期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局会計課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 岡山支店長 河野 恵

岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号

六 契約金額

四三、七五六、〇二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、九七七、八二〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため